

平成17年3月17日
総務課

国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則について

1 規則改正の概要

民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行に伴い、国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を改正するもの。改正内容は、同規則第1条中に「民法第1編第2章」とあるところ、当該章が「民法第1編第3章」になることから、これを改めるとともに、警察庁職員が所管公益法人に立ち入り検査をする際に携帯する身分証明書（別記様式第3号）の裏面の記載（民法第67条の抜粋）を改めるもの。

2 施行期日

民法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。